

## 社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

**第2条** この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

**第3条** 役員には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

**第4条** 役員には、法人業務を行う場合に、別表1により費用を弁償する。  
2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(公表)

**第5条** 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第6条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成2年7月1日制定の社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程は廃止する。

別表1

費用弁償の額	日額2,500円
--------	----------